

〇つくばみらい市総合計画審議会条例

平成18年6月30日

条例第151号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 識見を有する者

(令2条例24・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長になるとともに、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(平24条例16・平26条例39・平31条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくばみらい市総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第6条の規定による改正後のつくばみらい市総合計画審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。

つくばみらい市総合計画審議会委員 名簿

	選出区分	役職	氏名	所属など
1	市民 (公益的団体など)	委員	吉田 多一郎	スポーツクラブみらい 代表
2		委員	菩提寺 宗子	託児ボランティアソレイユ 代表
3		委員	石村 章子	NPO法人地球の緑を育てる会 代表
4		委員	松本 譲二	つくばみらい市区長会 代表
5		委員	佐藤 武志	つくばみらい市商工会青年部 代表
6		委員	野村 俊光	つくばみらい市民生委員児童委員協議会 代表
7		委員	染谷 武志	つくばみらい市PTA連絡協議会 代表
8		委員	坂田 健治	つくばみらい4Hクラブ 代表
9	市民 (公募)	副会長	北島 重司	市民公募委員
10		委員	阪口 正輝	市民公募委員
11		委員	坂田 清	市民公募委員
12		委員	坂本 美羽	市民公募委員
13		委員	菅谷 翼	市民公募委員
14		委員	眞塩 敏幸	市民公募委員
15	識見を有する者	委員	伊神 里美	(株)カスミ 執行役員 コーポレート管理本部 SDGs推進マネージャー
16		委員	山本 一郎	高砂熱学工業(株) 研究開発本部 本部長
17		会長	大澤 義明	筑波大学 システム情報系 教授
18		委員	藤井 さやか	筑波大学 システム情報系 准教授

〈 諮 問 〉

つくばみらい市総合計画審議会
会長 大澤 義明 様

みらい企第34号
令和3年8月24日

つくばみらい市長 小田川 浩

第2次つくばみらい市総合計画について(諮問)

つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)第2条及びつくばみらい市総合計画条例(平成27年つくばみらい市条例第39号)第6条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第2次つくばみらい市総合計画の策定に関する審議

2 諮問理由

本市では、平成20年3月に「つくばみらい市総合計画」を策定して以来、平成24年3月に「つくばみらい市総合計画新基本計画」、平成30年3月に「第2次つくばみらい市総合計画」を策定し、目指すべき将来像の実現に向けた市政運営を進めてきました。

大規模自然災害への対応、経済構造や人口構造の変化、デジタル化を始めた技術革新、更には新型コロナウイルス感染症対策を契機としたニューノーマル(新たな日常)への対応など、本市が直面する課題は複雑多岐にわたります。また、福岡工業団地地区や常磐自動車道の(仮称)つくばみらいスマートインターチェンジ周辺の複合産業拠点開発など、ランドデザイン(土地利用構想)においても、新たな局面を迎えています。

こうした状況に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、行政と市民の協働及び産官学連携などに積極的に取り組み、既存の知識や経験にとらわれない新たな手法を積極的に取り入れた、戦略性の高い行政運営を推進する必要があります。

こうした中、前期基本計画の計画期間が令和4年度をもって終了することに伴い、時代の潮流を的確にとらえ、市民ニーズの変化に対応したまちづくりの新たな指針として、総合計画後期基本計画の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

〈 答 申 〉

つくばみらい市長 小田川 浩 様

令和5年1月31日

つくばみらい市総合計画審議会
会長 大澤 義明

第2次つくばみらい市総合計画について(答申)

令和3年8月24日付けみらい企第34号で諮問のあった「第2次つくばみらい市総合計画(案)」について、本審議会において7回にわたり慎重に審議を重ねた結果、計画案の内容を適切と認め、答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、本審議会の審議過程及び市民ワークショップ・各種ヒアリングなどを通して寄せられた多くの市民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要請します。

記

1. 本計画の趣旨や取組を若い世代からも理解いただけるよう学校やSNSなどを通して周知し、若い世代も参画する協働のまちづくりの展開をお願いしたい。
2. 分かりやすいエビデンスで市民と情報共有するなど本計画の進捗管理を適切に行い、幸福度の高まるまちづくりの実現をお願いしたい。
3. 組織の垣根を越えた横断的な連携などにより、つくばみらい市ならではの地域の力を引き出し、行政の効率化とサービス向上をお願いしたい。